

宿泊施設における検温及び体調チェックに関する協定書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、マイカー規制乗換駐車場等における混雑緩和及び富士登山を行う宿泊者の利便性の向上のため、宿泊施設において実施する検温及び体調チェックについて、次のとおり協定を締結する。

（宿泊施設における業務）

第1条 乙は、宿泊者のうち富士山へ入山する者に対して、入山日当日に検温及び体調チェックを行うものとする。

2 乙は、検温及び体調チェックの結果、下記の全ての項目に該当しない者に対しては、リストバンドを交付するものとし、下記のいずれかの項目に該当する者に対しては、富士山への入山を中止するように要請するとともに、必要に応じて医療機関への受診や発熱等相談センターへの相談を促すものとする。

(1) 検温の結果、平熱より1度以上（平熱が不明な場合には、37度5分以上）の発熱がある。

(2) 倦怠感や息苦しさがある。

(3) 咳や味覚、嗅覚の異常、その他体調が優れないといった症状がある。

(4) 2週間以内に新型コロナウイルス感染確定者、濃厚接触者と接した。

(5) 2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域を訪問・経由した、又は当該在住者と濃厚接触した。

(6) 登山を行う場合で、基礎疾患や年齢等により高所登山へ健康不安があり、主治医等から登山を止められている。

(7) グループの中に上記項目に該当する人がいる。

3 乙は、リストバンドを交付した者に対して、富士山保全協力金の案内を行うとともに、希望者に対しては、甲が作成した富士登山に係るリーフレット等を配布するものとする。

4 乙は、甲が別に定めるリストバンド払出表によりリストバンドを管理し、協定期間終了後速やかに甲にリストバンド払出表を提出するものとする。

（業務に係る資機材等の用意）

第2条 甲は、乙から申請のあった必要見込数を参考に、乙にリストバンドを配布するものとする。

2 乙は、検温及び体調チェックの際に使用する非接触型体温計、記載台及び筆記用具を用意するものとする。

3 甲は体調チェックシートの様式データを乙に交付し、乙は当該データを印刷して体調チェックシートを用意するものとする。

（感染防止対策の実施）

第3条 乙は、検温及び体調チェックの際には対象者間の距離を2メートル以上確保し、

必要に応じて間隔を示す目印等を設置するものとする。

- 2 乙は、検温及び体調チェックを行う従業員の業務開始前の検温及び体調確認を徹底し、平熱より1度以上（平熱が不明な場合には、37度5分以上）の発熱がある場合や、倦怠感や息苦しさがある場合、咳や味覚・嗅覚の異常、その他体調が優れない等の症状がある場合には業務に従事させず、医療機関への受診や発熱等相談センターへの相談を促すものとする。
- 3 乙は、検温及び体調チェックを行う際に、マスクを着用するとともに、必要に応じて新型コロナウイルスへの感染を未然に防ぐための装備（フェイスガード、手袋等）を装着することとする。
- 4 乙は、検温及び体調チェックを行う際には、対象者に対してマスクの着用を呼び掛けるとともに、対面接触を避けるなど、感染のリスクの低減に努めるものとする。
- 5 乙は、使用の都度、記載台及び筆記用具の消毒を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協定の適用）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年の閉山日までとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その一通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

(乙)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 資料等の廃棄

乙は、委託業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第7 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第8 取得状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第9 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。